第５講　前近代の史料①

1　小国の分立

夫れ**楽浪**海中に**倭人**有り，分れて**百余国**と為る。歳時を以て来り献見すと云ふ。

『漢書』地理志

> **楽浪郡**の海の向こうに**倭人**がいて，**百余りの小国**に分れている。彼らは定期的に貢物を持って挨拶に来るということだ。

建武中元二年，倭の**奴国**，貢を奉じて朝賀す。使人自ら**大夫**と称す。倭国の極**南**界なり。**光武**，賜ふに**印綬**を以てす。

安帝の永初元年，倭の国王**帥升**等，**生口**百六十人を献じ，請見を願ふ。

桓霊の間，倭国大いに乱れ，更相攻伐して歴年主なし。

『後漢書』東夷伝

> 57 年，倭の**奴国**が朝貢してきた。使者は自分のことを重臣と称した。奴国は倭で最も**南**に位置する。**光武帝**は奴国王に**印綬**を授けた。
>
> 107 年，倭の国王**帥升**らが，奴隷 160 人を献上して，安帝への拝謁を願い出た。
>
> 桓帝と霊帝の時代（**2 世紀後半**），倭国内は大いに乱れ（＝**倭国大乱**），次々に互いを攻め合い，長い間これを統一する者がいなかった。

２　邪馬台国連合

倭人は**帯方**の東南大海の中に在り，山島に依りて国邑を為す。旧**百余国**。**漢**の時朝見する者あり，今，使訳通ずる所**三十国**。郡より**倭**に至るには，海岸に循ひて水行し，……韓国を経て，……狗邪韓国に到る……対馬国に至る。……末盧国に至る。……伊都国に至る。……奴国に至る……不弥国に至る……投馬国に至る……**邪馬壹国**に至る，**女王**の都する所なり。

……男子は大小となく，皆黥面文身す。……租賦を収むに邸閣有り。国々に**市**あり。有無を交易し，**大倭**をして之を監せしむ。女王国より以北には，特に**一大率**を置き，諸国を検察せしむ。諸国之を畏憚す。……**下戸，大人**と道路に相逢へば，逡巡して草に入り，辞を伝へ事を説くには，或は蹲り或は跪き，両手は地に拠り之が恭敬を為す。

……其の国，本亦**男子**を以て王と為す。住まること七，八十年。**倭国乱れ**，相攻伐して年を歴たり。乃ち共に一**女子**を立てて王と為す。名を**卑弥呼**と曰ふ。**鬼道**を事とし，能く衆を惑はす。年已に長大なるも，夫壻無し。**男弟**有り，佐けて国を治む。

……**景初二年**六月，倭の女王，**大夫難升米**等を遣し郡に詣り，天子に詣りて朝献せんことを求む。その年十二月，詔書して倭の女王に報じて曰く「……今汝を以て**親魏倭王**と為し，**金印紫綬**を仮し，……」と。

……**卑弥呼**以て死す。大いに冢を作る。径百余歩，徇葬する者，**奴婢**百余人。更に男王を立てしも，国中服せず，更々相誅殺し，当時千余人を殺す。復た卑弥呼の**宗女壹与**の年十三なるを立てて王と為す。国中遂に定まる。

『魏志』倭人伝

倭人は**帯方郡**の南東の大海の中にある島に国をつくっている。以前は百余りの小国に分かれ，漢代に朝貢する者があった。現在，使いを送ってくるのは**三十国**である。帯方郡から倭に行くには，海岸沿いに船で行き……韓国を経て，……狗邪韓国に……対馬国に……末盧国に……伊都国に……奴国に……不弥国に……投馬国に……**邪馬台国**に着く。**女王**の都があるところである。

……男は大人も子供もみな，顔や体に入墨をしている。……税を納める大倉庫がある。国々には**市**があり，物々交換が行われ，これを**大倭**という役人に監督させている。邪馬台国の北には，特に**一大率**という地方官を置いて諸国を検察している。諸国はこれを恐れている。……**下戸**が**大人**と道で出会った時は，後ずさりして草むらに入り，話すさいは，うずくまったりひざまずいたりして両手を地に着け，敬意を表す。

……その国は，もとは男性を王としていた。それが七，八十年続いたのち，倭国に争乱が起こり，長年互いを攻撃し合った。そこで国々は一人の女性を**共立して**地域連合国家の王とした。その名を**卑弥呼**という。彼女は**呪術**に通じ，神託により民衆を治めた（＝**シャーマニズム**）。すでに高齢であったが独身で，**弟**が政治を助けた。

……**景初三（239）年**六月，倭の女王卑弥呼は重臣の**難升米**を帯方郡に遣わし，魏の皇帝（＝明帝）のもとに赴いて朝貢することを願い出た。12月，明帝は詔書を下して倭の女王に報じた。「……今，お前を**親魏倭王**とし，**金印紫綬**を授け，……」と。

……卑弥呼が死に，直径百歩余りの大きな墳丘墓を造った。殉葬した奴隷は百余人におよんだ。新たに男王を立てたが人々はそれに従わず，殺し合いをして千余人が死んだ。そこで，卑弥呼の一族の**壹与〔壱与〕**という13歳の娘を王としたところ，ようやく国内は安定した。

３　朝鮮半島・中国大陸との交渉

①好太王(こうたいおう)〔広開土王(こうかいどおう)〕の碑文

百残・新羅は旧(もとこ)是れ属民なり。由来朝賀す。而(しか)るに**倭**，**辛卯(しんぼう)の年**よりこのかた，海を渡りて百残を破り新羅を□□し，以て臣民と為(な)す。

『高句麗好太王碑文』

> **百済・新羅**はもともと**高句麗**に服属する民で，これまで朝貢してきていた。ところが，**倭**が **391 年**以来海を渡ってきて百済と新羅を破り，服属させてしまった。

②倭王武の上表文

興(こう)死して弟**武**立つ。自ら使持節都督(しじせつととく)倭・百済・新羅・任那(みまな)・加羅・秦韓(しんかん)・慕韓(ぼかん)**七国**諸軍事**安東(あんとう)大将軍**倭国王と称す。

順帝の昇明二年，使を遣(つかわ)して**上表**して曰く，「封国は偏遠にして，藩を外に作(な)す。昔より祖禰(そでい)躬(みずか)ら甲冑(かっちゅう)を擐(つらぬ)き，山川を跋渉(ばっしょう)して寧処(ねいしょ)に遑(いとま)あらず。東は**毛人**(もうじん)を征すること五十五国，西は**衆夷**(しゅうい)を服すること六十六国，渡りて**海北**を平ぐること九十五国……」と。詔して武を使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓**六国**諸軍事安東大将軍倭王に除す。

『宋書』倭国伝

> **興〔安康(あんこう)天皇〕**が死に，弟の**武〔雄略天皇〕**が**大王**(おおきみ)となった。自ら倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓**七国**の軍政官兼(けん)**安東大将軍**・倭国王と称した。
>
> **478 年**，武が順帝に使いを送り上表文を奉(たてまつ)って言うには，「貴国（＝**南朝の宋**）に**冊封**(さくほう)されているわが国は，遠いながらも中国を囲む垣根のような国でございます。昔からわが祖先は，甲冑を身につけ，山・川を駆け巡り，休む暇もございませんでした。東は**蝦夷**(えみし)を 55 国，西は**熊襲**(くまそ)を 66 国，海を渡って**朝鮮半島**で 95 国平定いたしました……」と。順帝は詔(みことのり)を下し，武を倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓**六国**の軍政官兼安東大将軍・倭王に任命した。

４　憲法十七条

一に曰く，**和を以(もっ)て貴(たっと)しとなし**，忤(さか)ふること無きを宗(むね)と為(せ)よ。

二に曰く，篤(あつ)く**三宝(さんぽう)**を敬(うやま)へ。三宝とは**仏(ほとけ)・法(のり)・僧(ほうし)**なり。

三に曰く，**詔(みことのり)**を承りては必ず謹(つつし)め。君をば則ち天(あめ)とす，臣をば則ち地(つち)とす。

十に曰く，われ必ずしも聖にあらず。かれ必ずしも愚にあらず。ともにこれ**凡夫(ぼんぷ)**のみ。

十一に曰く，功過を明(あきらか)に察(み)て賞罰は必ず当てよ。

十二に曰く，**国司・国造・百姓**に斂(おさ)めとることなかれ。国に二(ふたり)の君なく，民に両(ふたり)の主なし。率土(くにのうち)の兆民(おおみたから)，王を以て主とす。

十七に曰く，夫(そ)れ事は独り断(さだ)むべからず。必ず衆(もろもろ)と論(あげつら)ふべし。

『日本書紀』

一つ。人と人との**和を尊重し**，逆らうことがないように心がけよ。
二つ。篤く**三宝**を敬い**仏教を崇拝しなさい**。三宝とは，**仏・法・僧**である。
三つ。**大王〔天皇〕の詔をうけたならば，必ず従え**。君主は天，家臣は地のようなものである。
十。　自分は必ずしも聖人でない。他人は必ずしも愚人でない。ともに**凡夫**でしかない。
十一。功績と過失をよく見て，それに応じた賞罰を行え。(＝法家(ほうか)の**信賞必罰思想**)
十二。地方役人は人民から勝手に税を徴収してはいけない。国に２人の君主はなく，人民に２人の主人はいない。
十七。物事を独断してはならない。必ず議論を尽くしてから行うように。

５　遣隋使

開皇(かいこう)二十年，倭王あり，姓は阿毎(あめ)，字(あざな)は多利思比孤(たりしひこ)，阿輩雞弥(おおきみ)と号す。使を遣して闕(けつ)に詣(いた)る。……

大業(たいぎょう)三年，其の王多利思比孤，使を遣して朝貢す。使者曰(いわ)く，「聞くならく，海西の菩薩(ぼさつ)天子，重ねて仏法を興すと。故(かれ)，遣して朝拝せしめ，兼ねて沙門(しゃもん)数十人，来りて仏法を学ぶ」と。其の国書に曰く，「**日出(ひい)づる処(ところ)の天子**，書を**日没(ぼっ)する処の天子**に致す。恙(つつが)無きや，云々(うんぬん)」と。帝，之を覧(み)て悦(よろこ)ばず，鴻臚卿(こうろけい)に謂(い)ひて曰く，「蛮夷の書，無礼(ぶれい)なる有らば，復た以て聞する勿れ」と。

明年，上，文林郎(ぶんりんろう)**裴清**(はいせい)を遣して倭国に使(つかい)せしむ。

『隋書』倭国伝

600年，倭の王，姓はアメ，字はタリシヒコ，オオキミと名乗る者（**推古天皇**または**厩戸皇子？**）が，隋の文帝（＝初代皇帝）に使者を遣わしてきた。……

607年，その王タリシヒコが使者（**小野妹子**）を遣わし朝貢してきた。使者が言うには，「お聞きすると，海西の菩薩天子が，仏法をより興隆されているとのこと。そこで私を遣してご挨拶させるとともに，僧侶数十名が，仏法を学ぶため同行いたしました」と。その国書には，「**日の昇る国の天皇が，日の沈む国の皇帝にご挨拶を**。お変わりありませんか，などなど」と書かれていた。**煬帝**(ようだい)（**＝２代皇帝**）は，これを見て不愉快になり，外交長官に言った。「野蛮人からの国書は無礼極まりないので，今後，このような物は二度と奏上するな」と。

翌**608年**，煬帝は，文林郎という下級役人の**裴世清**(はいせいせい)を倭国に使者として遣わした。

６　改新の詔

其の一に曰く，「昔(むかし)在の**天皇**(すめらみこと)等(ら)の立てたまへる**子代**(こしろ)の民，処々(ところどころ)の**屯倉**(みやけ)，及び，別(こと)には臣(おみ)・連(むらじ)・伴造(とものみやつこ)・国造(くにのみやつこ)・村首(むらのおびと)の所有(たもて)る**部曲**(かきべ)の民，処々の**田荘**(たどころ)を罷(や)めよ。仍(よ)りて**食封**(じきふ)を**大夫**(まえつきみ)以上に賜(たま)ふこと，各差(おのおのしな)あらむ。降りては**布帛**(ふはく)を以て官人・百姓に賜ふこと差あらむ。」

其の二に曰く，「初めて**京師**(みさと)を修め，**畿内・国司・郡司・関塞**(せきそこ)**・斥候**(うかみ)**・防人**(さきもり)**・駅馬**(はゆま)**・伝馬**(つたわりうま)を置き，及び**鈴契**(すずしるし)を造り，**山河**を定めよ。」

其の三に曰く，「初めて**戸籍**(こせき)**・計帳**(けいちょう)**・班田収授の法**を造れ。」

其の四に曰く，「旧(もと)の**賦役**(えつき)を罷めて，田の**調**(みつき)を行へ。……別に戸別の**調**を収れ。」

『日本書紀』

一つ，「代々の**大王**が設置した**子代**の民，各地の**屯倉**，さらに臣・連・伴造・国造・村首などの諸豪族が所有している**部曲**の民，各地の**田荘**を廃止せよ。これに伴い，**大夫**以上に**食封**を，下級役人たちには**布**を，それぞれの身分に応じ授けることとする。」⇒**公地公民制**

二つ，「初めて首都を造営し，**畿内・国司・郡司**・関塞・斥候・**防人・駅馬・伝馬**を設置し，**駅鈴**・木契(もっけい)を作り，地方区画の境となる山や川を定めよ。」

三つ，「初めて**戸籍・計帳**を作り，**班田収授法**を整えよ。」

四つ，「旧来の租税や労役の制度を廃止して，田地に賦課する**新たな税制**を施行せよ。……また，田の**調**とは別に，戸別の調を徴収せよ。」

７　鎮護国家仏教

①国分寺建立の詔

（天平十三年）三月……乙巳，**詔**して曰く。……宜しく天下諸国をして各敬みて七重塔一区を造り，并せて**金光明最勝王経・妙法蓮華経**各一部を写さしむべし。……僧寺には必ず**廿僧**有らしめ，其の寺の名を**金光明四天王護国之寺**と為し，尼寺には**一十尼**ありて，其の寺の名を**法華滅罪之寺**と為し，両寺相共に宜しく教戒を受くべし。

『続日本紀』

741 年 3 月 24 日，**聖武天皇**から**詔**が出された。……諸国に命じて，それぞれ七重塔一基を造らせ，同時に**金光明最勝王経・妙法蓮華経**各一部を書写させよ。……**国分寺**には必ず**僧 20 名**を置き，その名は**金光明四天王護国之寺**とせよ。**国分尼寺**には**尼 10 名**を置き，その名は**法華滅罪之寺**とし，両寺ともに授戒・受戒していくようにせよ。

②大仏造立の詔

（天平十五年）冬十月辛巳，**詔**して曰く。……粤に天平十五年歳癸未十月十五日を以て，菩薩の大願を発して**盧舎那仏**の**金銅像**一軀を造り奉る。国銅を尽して象を溶かし，大山を削りて以て堂を構へ，広く法界に及ぼして朕が**知識**と為し，……夫れ天下の**富**を有つ者は朕なり。天下の**勢**を有つ者も朕なり。此の**富勢**を以てこの尊像を造る。事や成り易き，心や至り難き。

『続日本紀』

743 年冬 10 月 15 日，**聖武天皇**から**詔**が出された。……743 年 10 月 15 日をもって，一切の衆生を救おうという大願を立て，**盧舎那仏**（＝華厳宗の本尊）の金銅像一体をお造りする。国中の銅を使って鋳造し，大きな山から材木を切り出して仏堂を構え，広く仏法を世界に及ぼして，人々を私の**智識**（＝同志）とし，……天下の**富**を持つのは私である。天下の**勢威**を持つのも私である。この**富と勢威**とをもってこの尊い仏像を造ることは，形の上では易しいが，その意図するところを真に成就することは難しい。

８　公地制の崩壊

①三世一身法

（**養老七年**四月）辛亥，**太政官**奏すらく，「頃者**百姓**漸く多くして，田池窄狭なり。望み請ふらくは，天下に勧め課せて，田疇を開闢かしめん。其の新たに溝池を造り，開墾を営む者有らば，多少を限らず，給ひて**三世**に伝へしめん。若し旧き溝池を逐はば，其の**一身**に給せん」と。

『続日本紀』

> **723 年** 4 月 17 日，**太政官**が**元正天皇**に上奏した。「近年，農民人口が次第に増加しているのに，班給すべき田や灌漑用の水路・池が狭く，不足しております。そこで，天下の人民に，田地の開墾を奨励したいと思います。その際，**新しく水路・池を造り開墾した者には，土地の多少に関わらず，三世までの私有を認めましょう。以前からある水路・池を利用して開墾した者には，本人一代限りの私有を認めましょう**」と。

②墾田永年私財法

（**天平十五年**五月）乙丑，**詔**して曰く，「聞くならく，**墾田**は**養老七年の格**に依りて，限満つる後，例に依りて収授す。是に由りて農夫怠倦して，開ける地復た荒る，と。今より以後，任に**私財**と為し，**三世一身を論ずること無く**，咸悉くに**永年**取る莫れ。其の親王の一品及び一位は**五百町**，……初位已下庶人に到るまでは**十町**。但し**郡司**は，**大領少領**に三十町，**主政主帳**に十町。……」

『続日本紀』

> **743 年** 5 月 27 日，**聖武天皇**から詔が出された。「聞くところによると，墾田は**三世一身法**によって，期限が満了すれば一般の公地と同様に収公することになっている。このため農民も意欲を失い，せっかく開墾した土地もまた荒れ果ててしまうということだ。そこで，今後は**開墾者の意のままに私財と認め，三世や一身という期限を設けることなく**，永久に収公してはならない。**私有の限度**は，親王の一品および諸臣の（正・従）一位の者には五百町，……初位の役人以下一般庶民にいたるまでは十町。ただし，郡司に関しては，**長官**と**次官**が三十町，**判官**と**主典**が十町とする。……」

＜Note＞

第５講　確認テスト

1　紀元前１世紀の倭の様子を記す，『漢書』地理志の編纂者は誰か？

①班固　②范曄　③陳寿　④長寿王

2　57年，奴国から朝貢され金印を授けた後漢の皇帝とは？

①武帝　②光武帝　③安帝　④順帝

3　邪馬台国連合の卑弥呼が伊都国に設置した地方官とは？

①大倭　②一大率　③大夫　④生口

4　高句麗『好太王〔広開土王〕碑』は，どこにある石碑か？

①ロシア沿海州　②中国吉林省　③北朝鮮北部　④韓国北部

5　『日本書紀』で『宋書』の倭王「興」に比定される天皇とは？

①応神天皇　②允恭天皇　③安康天皇　④雄略天皇

6　『憲法十七条』第２条における「三宝」としてふさわしくないものとは？

①仏　②法　③僧　④徳

7　遣隋使派遣に対し，隋の２代皇帝煬帝が答礼使として派遣した人物とは？

①難升米　②沈約　③裴世清　④鬼室福信

8　646年に『改新の詔』を発した天皇とは？

①皇極天皇　②孝徳天皇　③斉明天皇　④天智天皇

9　『国分寺建立の詔』『大仏造立の詔』『三世一身法』『墾田永年私財法』など，奈良時代の史料の出典とは？

①『古事記』　②『日本書紀』　③『続日本紀』　④『日本後紀』

10　『国分寺建立の詔』『大仏造立の詔』を発した天皇とは？

①元明天皇　②元正天皇　③聖武天皇　④孝謙天皇

11　723年の『三世一身法』が出された時の政権担当者とは？

①藤原不比等　②長屋王　③藤原四子　④橘諸兄

12　『墾田永年私財法』内に見られる「養老七年の格」とは何か？

①『養老令』　②『三世一身法』
③『国分寺建立の詔』　④『加墾禁止令』

解答

1	①	2	②	3	②	4	②	5	③
6	④	7	③	8	②	9	③	10	③
11	②	12	②						